

公益社団法人松戸青色申告会への移行報告の件

社団法人松戸青色申告会は、平成 14 年 2 月 15 日付けで東京国税局より社団法人の許可を受け、公益法人として活動してきましたが、平成 20 年 12 月 1 日に施行された公益法人制度改革関連三法により「特例民法法人」となり、平成 25 年 11 月 30 日を期限とし新法人（公益社団法人もしくは、一般社団法人）へ移行することが必要となりました。

本会では、平成 23 年 5 月 26 日の通常総会において、「公益法人改革に伴う方向性を理事会に一任する件」が決議されました。

理事会で検討を重ねた結果、平成 23 年 6 月 27 日の理事会において、「公益社団法人」への移行が決議されました。

以降、公益社団法人の移行手続きを進め、平成 25 年 3 月 28 日付けで千葉県知事より公益社団法人の許可書が交付され、平成 25 年 4 月 1 日付けで移行登記が完了しましたので、ご報告いたします。